

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

本校は、知的障害のある生徒が、社会的・職業的自立に必要な能力を伸ばすことができる高等部単独設置の職業科の特別支援学校である。また、同一敷地内に併設された県立阪神昆陽高等学校（多部制単位制高等学校）との交流及び共同学習を推進するという特色がある。両校の生徒が、共に助け合って生きていくことを実践的に学ぶ機会を設定することにより、ふれあいを通じた豊かな人間性を育むとともに、社会におけるノーマライゼーションの理念を進展するための礎となる学校を目指している。

そこで、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定める。また、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

教職員は、すべての生徒が学校生活の中で基本的な生活習慣を身につけ、社会的自立・職業的自立に向け自己成長していくことができるよう、個々の生徒の障害特性や生活環境を踏まえた適切な教育を行っている。また、保護者を始め、地域や関係機関との連携を大切にするとともに、個々の生徒の学校生活や家庭生活の状況について、生徒の様子、会話、友だちとの関係、連絡帳からの保護者情報等から把握し、睡眠時間の乱れ等の小さな変化に気づき、早期に対応するよう心がけている。

いじめに関しては、「いじめはどこにでも起こり得る」という認識を全教職員が持ち、個々の生徒が好ましい人間関係を築くことができるよう、いじめを許さない学校づくりを進めるため、以下の体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、特別支援教育コーディネーターによる日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。 **別紙1** 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見するためのチェックリストを別に定める。 **別紙2** チェックリスト

全教職員の共有フォルダーには「副校長の速報ページ」を設け、教職員が常に生徒の様々な情報を共通理解できるようにしている。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じ、いじめ防止に関する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。 **別紙3** 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を迅速に行い、いじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。 **別紙4** 組織的対応

4 重大事態への対応

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、及び生徒指導提要（改訂版）を理解すること

が必要である。学校においては、「いじめ対応委員会」が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には欠席期間が30日に到達する前から丁寧に対応する。 別紙5 チェックリスト

(2) 重大事態発生時の対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長を中心とし、学校が主体となり、いじめ対応委員会を中心に、専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて調査等を行い、速やかな事態の解決にあたる。

重大事態発生時の初動対応については、特に生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会を始め、保護者懇談や家庭訪問等あらゆる機会を利用し、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等において実効性の高い取り組みを実施するため、本校の方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて方針等の見直しを行う。本方針の見直しについては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒や保護者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒などの主体的かつ積極的な参加を確保するよう留意する。

※ 平成24年6月策定

平成26年5月改定

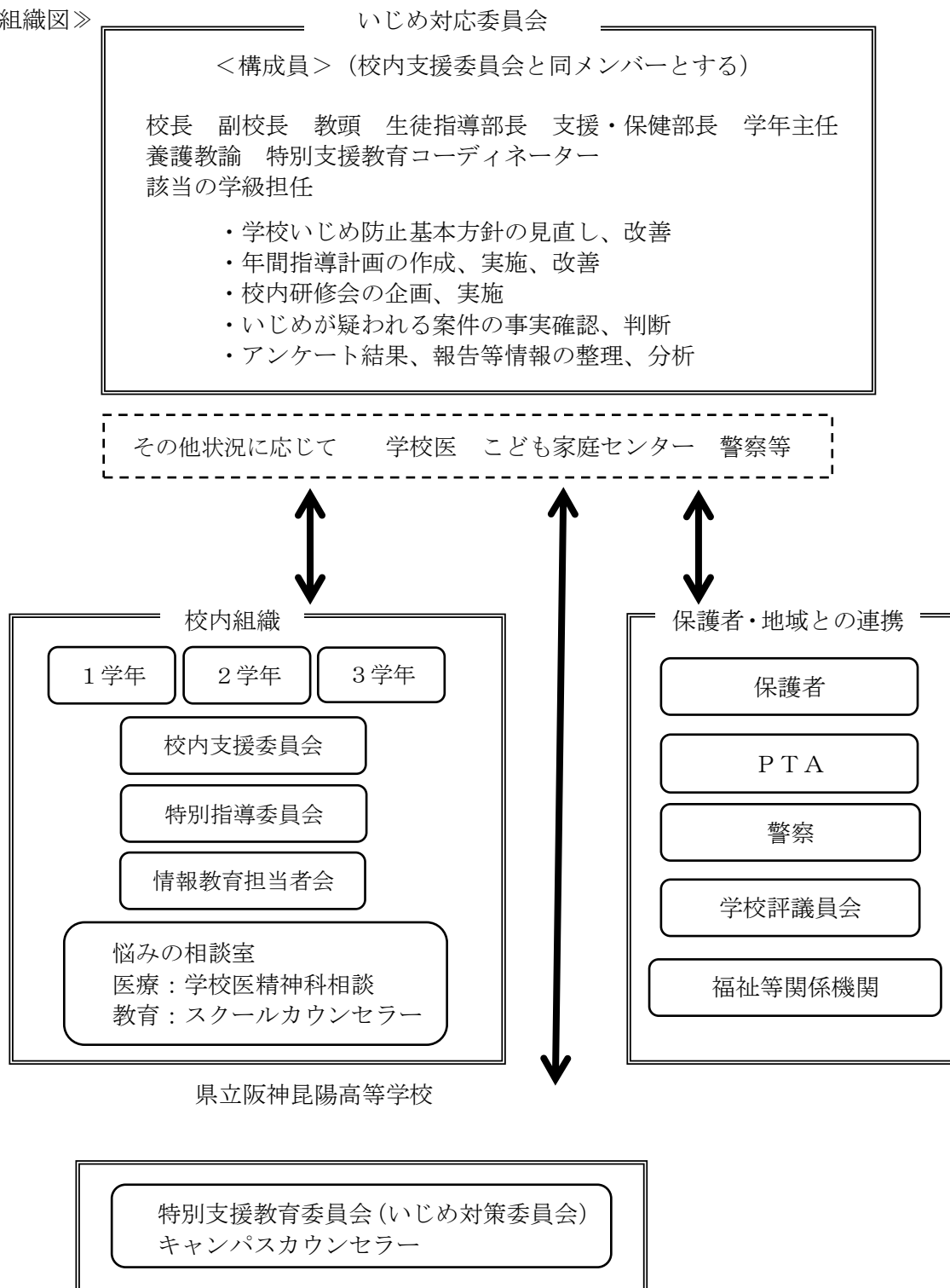
平成29年8月改定

令和6年12月改定

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応委員会」を設置し、その委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

《組織図》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 特定の子どもに気を遣う雰囲気がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 学級やグループの中で絶えずまわりの顔をうかがう生徒がいる
- ささいなことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている生徒

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 職員室や保健室付近をうろうろする
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 一人でいることが多い
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教室へよく遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 食事量が減っていたり、食べなかったりする
- 黙って1人で食べている
- 他の生徒から机を少し離している
- 好きなものを他の子どもにあげる

●清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になる
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休みがちになる、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ボタンがとれたり、ポケットが破れていたりする
- トイレ等に個人を中傷する落書きがある
- 持ち物や机、ロッカーに落書きされる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応委員会 指導方針・計画等 職員会議※1	全校集会・学年集会 保健・性教育授業 ※3 学校・学級づくり※4 自立活動・道徳・教科 (合わせた授業) ※5	担当者間引継 学年懇談会※7
5月	職員研修会①※2 (学校いじめ防止 基本方針)	サイバー犯罪防犯教室	家庭訪問 個別懇談会※7 学年会 ※6 連絡帳 悩みの相談室(医療・教育) ※8
6月		生徒:いじめアンケート実施 教職員:チェックリスト活用	
7月	いじめ対応委員会 アンケート結果の検証 情報交換・計画修正	人権教育 LHR 全校集会・学年集会	
8月		学年集会	個別懇談会※7
9月		全校集会・学年集会	
10月	職員研修会②※2 (カウンセリング マインド研修会)	全校集会・学年集会 生徒:いじめアンケート実施 教職員:チェックリスト活用	
11月			個別懇談会※7
12月	いじめ対応委員会 アンケート結果の検証 情報交換・計画修正	全校集会・学年集会	
1月		全校集会・学年集会 生徒:いじめアンケート実施 教職員:チェックリスト活用	個別懇談会※7
2月	いじめ対応委員会 アンケート結果の検証 情報交換・計画修正 次年度の計画 各学年へ情報共有 次年度への申し送り 課題解決策の検討	全校集会・学年集会	個別懇談会※7 前在籍校との引継会
3月			

職員会議等

※1 職員会議:本校いじめ防止基本方針の確認と共通理解。
 ※2 職員研修会:カウンセリング・マインド研修受講教師による職員研修会等の研修会、外部講師による人権やいじめ防止に関する研修。

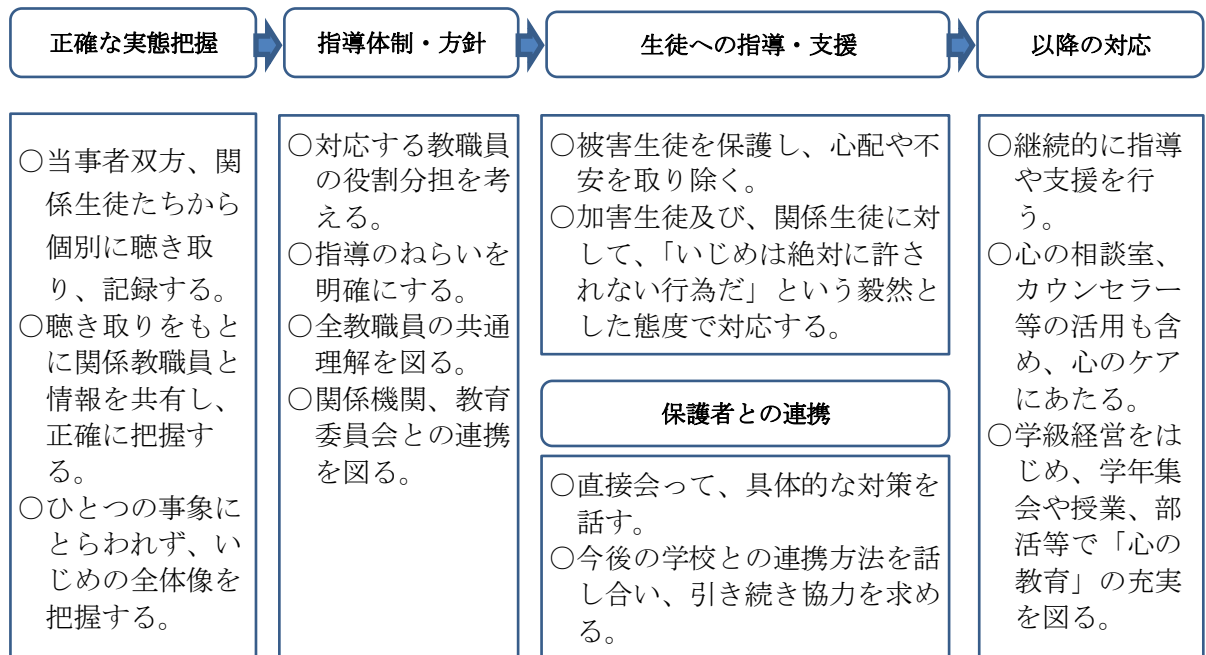
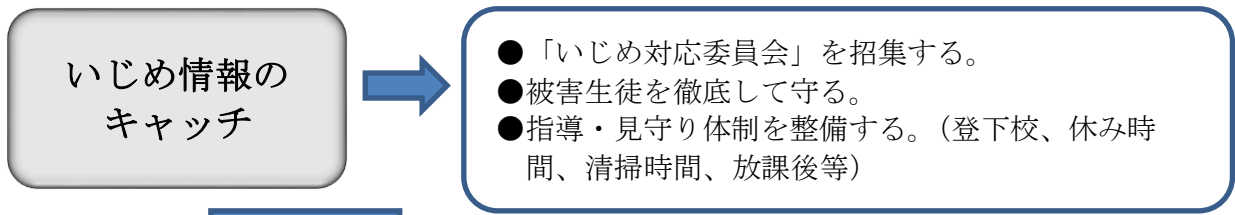
未然防止に向けた取組

※3 保健・性教育授業・情報授業
 携帯・スマホの使用上のルールマナーの指導。人との接し方や命を大切にして人権意識を高める指導。
 ※4 学校・学級作り
 ・学級活動 学年活動
 ・メンター活動
 ・部活動
 ・学校行事
 ・生徒会活動
 ・委員会活動
 ※5 道徳・自立活動・教科を合わせた指導等を活用して人間関係の形成や規範意識、人権意識を高める指導を行うとともに好ましい人間関係づくりを図る。

早期発見に向けた取組

○情報収集
 ※6 学年会:生徒の情報交換を行い、学年で共通理解を図る。
 ※7 個別懇談会、学年懇談会
 個別の教育支援計画作成にかかわる実態把握と協働の依頼及び情報共有を行う。日々の連絡帳でも保護者との情報共有を図る。
 ※8 悩みの相談室・医療(月1回)
 学校医(精神科)による本人、保護者、教師対象の個別相談を行う。
 悩みの相談室・教育(年22回)
 外部専門家による本人、保護者、教師対象の個別相談を行う。
 ○日々の観察
 担任を中心に教職員は、日々生徒の観察を行う。
 ○情報の共有
 ・副校長の速報ページ
 ・学年会・職員会議等
 ・職員打ち合わせ会等
 ・年度末や年度当初に担当者間での生徒状況の引継

組織的対応



把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじているのか?【加害者と被害者の確認】
- ◆いつどこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか?【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか?【時間】

関係機関との連絡・相談・支援

- 犯罪行為の場合 ⇒ 警察・こども家庭センター
- ネットに関わる場合 ⇒ 県警サイバー犯罪対策課・警察
- 必要な場合 . . . マスコミ対応 ⇔ 管理職

【チェックリスト】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>